

厚生労働省  
島根労働局発表  
令和6年4月26日（金）



担	島根労働局労働基準部健康安全課
	課長 内久保康孝
	安全専門官 藤原 博
当	電話 0852-31-1157

## 令和5年の労働災害発生状況を公表します ～休業4日以上<sup>い</sup>の死傷者数が前年より増、死亡者数は1人減～

島根労働局（局長 <sup>いわみ ひろふみ</sup> 岩見 浩史）は、このたび、令和5年の島根県内における労働災害の発生状況を取りまとめましたので、公表します。

### 1 死亡災害【資料1・2】

労働災害による死亡者数は4人で、令和4年と比較して1人減少しました。  
業種別の内訳は、製造業1人、建設業2人、第3次産業1人でした。

### 2 死傷災害【資料1・2】

労働災害による休業4日以上<sup>い</sup>の死傷者数（新型コロナ患者を除く。）は741人で、令和4年と比較して増加しました（718人（3.28%）増。）

特に、第三次産業で366人（338人（8.3%）増）、林業で34人（22人（54.5%）増）、第三次産業の中では社会福祉施設が109人（86人（27.7%）増）でした。

### 3 事故の型別による死傷災害発生状況【資料2】

新型コロナ患者を除くと、「転倒」が185人（25%）と最も多く、次に「墜落・転落」が122人（17%）、「動作の反動・無理な動作」が121人（16%）でした。

### 4 年齢別による死傷災害発生状況【資料2】

新型コロナ患者を除くと、60歳以上が247人（33%）と最も多く、次に50歳～59歳が170人（23%）、40歳～49歳が139人（19%）でした。

### 5 今後の取組【資料3】

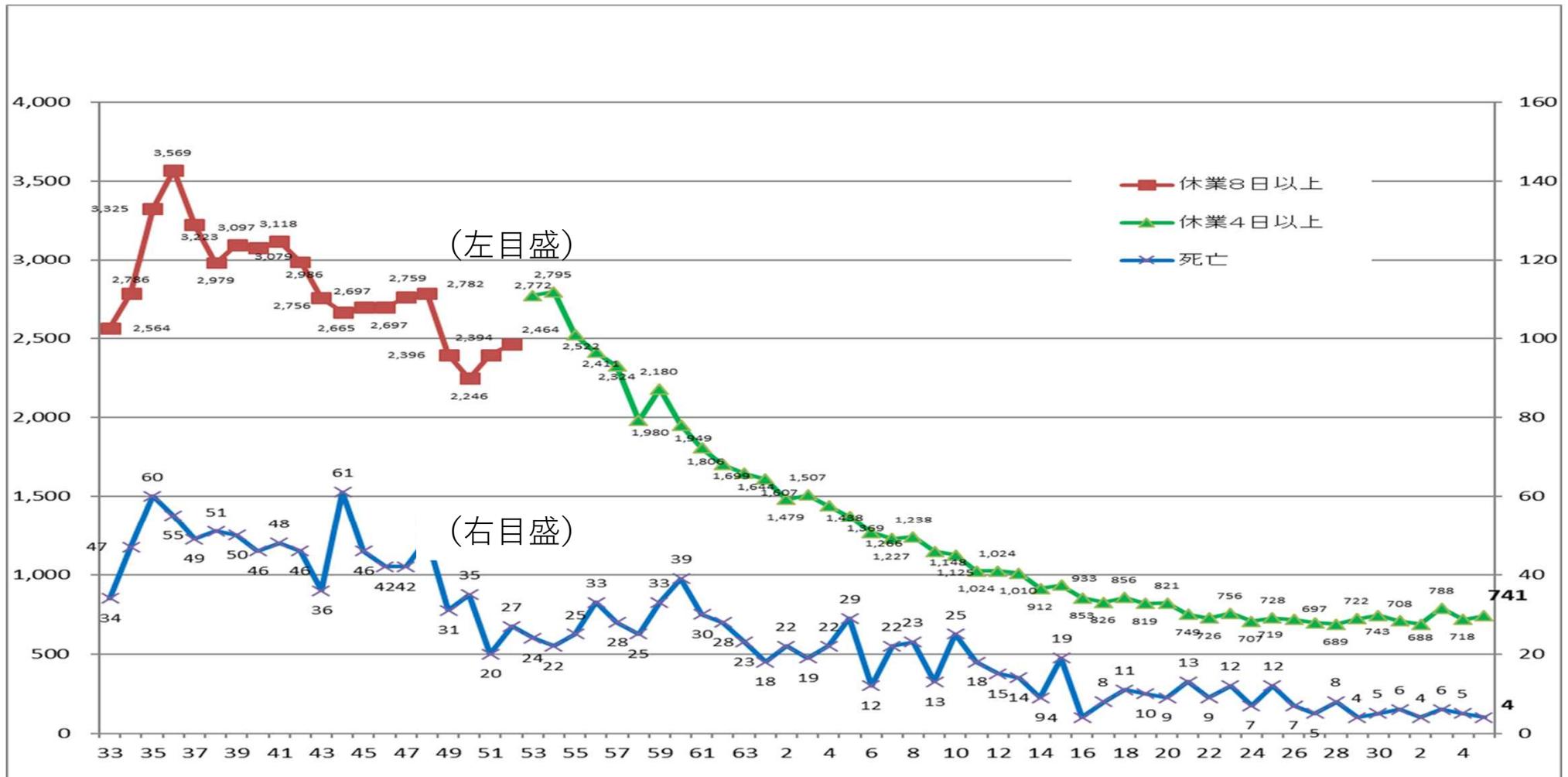
令和5年度から令和9年度までの5年間を計画期間とする第14次労働災害防止計画（14次防計画）がスタートして、今年度2年目であります。

島根労働局は、引き続き一人の被災者も出さないという基本理念の実現に向け、労働者、事業者等とともに、「8つの重点事項」とその具体的取組（以下に例示）を推進します。

- ・死傷災害が増加傾向にある介護施設、小売業において自主的な防止対策を促すため、しまね+Safe協議会を通じた、県内全体の安全衛生に対する機運醸成（重点項目2）
- ・死亡災害の撲滅に向けて、建設業、製造業を中心に業種別の防止対策の推進（重点項目6）

# 労働災害発生状況の推移（島根） 新型コロナリ患者除く。

資料1



令和5年

# 島根の労働災害

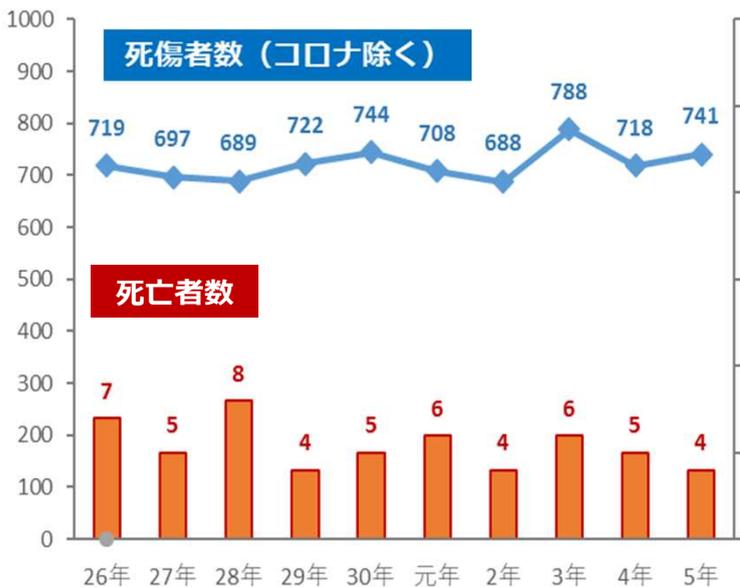
資料2



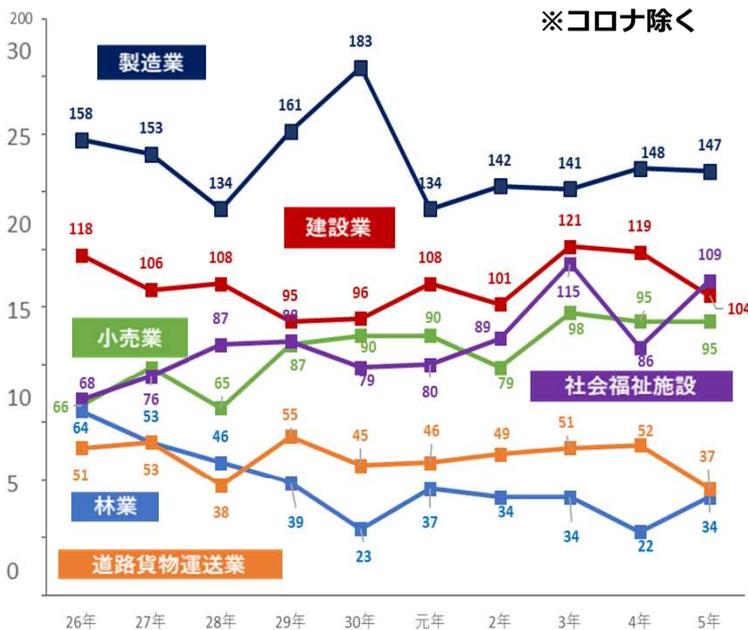
島根労働局  
公式キャラクター  
しるるー

島根県内における令和5年の労働災害発生状況（新型コロナウイルス患者除く。）は、休業4日以上死傷者数が741人と、前年より23人（3.2%）増加し、うち死亡者数は4人と前年より1人減少しました。

年別労働災害発生件数の推移



年別業種別労働災害発生件数の推移



業種別・監督署別労働災害発生状況

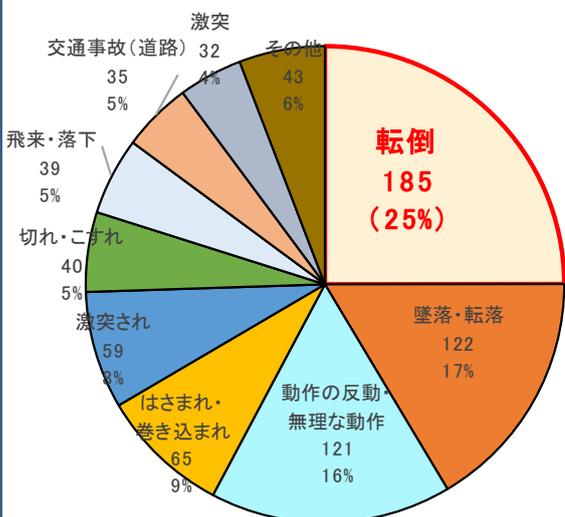
業	種	全署計						松江署						出雲署						浜田署						益田署								
		4年		5年		増減数	増減率(%)	4年		5年		増減数	4年		5年		増減数	4年		5年		増減数	4年		5年		増減数							
		死亡	死傷者	死亡	死傷者			死亡	死傷者	死亡	死傷者		死亡	死傷者	死亡	死傷者		死亡	死傷者	死亡	死傷者		死亡	死傷者	死亡	死傷者		死亡	死傷者					
全産業計(除く山法適用)		5	718	4	741	23	3.2	2	295	3	282	▲13	0	24	0	20	▲4	1	252	1	272	20	2	101	0	114	13	0	70	0	73	3		
製造業	食料品	0	29	0	34	5	17.2		18		11	▲7		2		1	▲1		8		11	3		2		9		7		1		3	2	
	繊維・衣服	0	2	0	3	1	50.0					0			0		2	3	1														0	
	木材・木製品	0	20	1	22	2	10.0		8		6	▲2		1			▲1		6	1	8	2		3		5		2		3		3	0	
	家具・装備品	0	1	0	2	1	100.0				1	1					0	1	1	0													0	
	パルプ・紙・紙加工品・印刷製	0	3	0	3	0	0.0					▲1					0	1	2	1	0												1	0
	化学	0	8	0	12	4	50.0		4		3	▲1					0	1	5	4	2		1		▲1				1		3	2		
	窯業・土石	0	12	0	12	0	0.0		3		3	0					0	4	4	0			5		4		▲1				1	1		
	鉄鋼・非鉄	2	13	0	10	▲3	▲23.1	1	6		3	▲3			0	1	7	6	▲1														1	1
	金属製品	0	14	0	10	▲4	▲28.6		3		3	0			0	4	3	▲1											2	2	7	2	▲5	
	機械器具	0	35	0	27	▲8	▲22.9		13		10	▲3				0	18	17	▲1			2			▲2				▲2		2		▲2	
その他の製造業	0	11	0	12	1	9.1		6		4	▲2		1		1	0		1	4	3		3		3		0		1		1	0			
小計		2	148	1	147	▲1	▲0.7	1	62	0	44	▲18	0	4	0	2	▲2	1	53	1	64	11	0	18	0	24	6	0	15	0	15	0	0	
製造業		0	3	0	5	2	66.7		1		1	0					0		1	1	1		2		3		1					0		
建設業	土木	1	39	2	38	▲1	▲2.6		4	2	12	8		1			▲1		16		10	▲6	1	11		12	1		8		4	▲4		
	木造建築	0	14	0	10	▲4	▲28.6		4		5	1					0		5		4	▲1		4		1	▲3			1		▲1		
	その他の建築	1	50	0	37	▲13	▲26.0		21		14	▲7		2	0	1	▲1		17		10	▲7	1	5		3	▲2		7		10	3		
	その他	0	16	0	19	3	18.8		6		4	▲2			0	0		0	6		13	7		2		2		0	2		▲2			
小計		2	119	2	104	▲15	▲12.6	0	35	2	35	0	0	3	0	1	▲2	0	44	0	37	▲7	2	22	0	18	▲4	0	18	0	14	▲4		
運交	道路貨物運送	0	52	0	37	▲15	▲28.8		25		15	▲10		1	0		▲1		15		11	▲4		9		11		2		3		▲3		
運輸	その他の運輸	0	5	0	6	1	20.0		1	3	2				0	1	1		2		1	▲1		1		▲1		1		2	1			
林業	伐木・搬出	0	14	0	18	4	28.6		5		6	1		1	0	1	0		4		6	2		5		3		3		1	▲2			
	造林・その他の林業	0	8	0	16	8	100.0		2		5	3		1	0	2	1		1		7	6		2		3		1		3	1	▲2		
小計		0	22	0	34	12	54.5	0	7	0	11	4	0	2	0	3	1	0	5	0	13	8	0	4	0	8	4	0	6	0	2	▲4		
第三次産業	小売業	1	95	0	95	0	0.0	1	33		37	4	3		1	▲2		39		46	7		11		6	▲5		12		6	▲6			
	社会福祉施設	0	86	0	109	23	26.7		43		41	▲2		4	0	1	▲3		25		37	12		15		17		2		3	14	11		
	飲食店	0	23	0	12	▲11	▲47.8		10		4	▲6						0	9		5	▲4		3		2	▲1		1		1	0		
	その他の第三次産業	0	134	1	150	16	11.9		63	1	73	10		2	0	3	1		48		47	▲1		15		20		5		8		10	2	
小計		1	338	1	366	28	8.3	1	149	1	155	6	0	9	0	5	▲4	0	121	0	135	14	0	44	0	45	1	0	24	0	31	7		
その他		0	31	0	42	11	35.5		15	0	18	3		3	5	0	8	3		12		10	▲2		1		5	4	4		3	9	6	
新型コロナリ患(※外数)		0	1,599	0	568	▲1,031	▲64.5	0	602	0	283	▲319	0	3	0	31	28		639	0	146	▲493	0	157	0	73	▲84	0	201	0	66	▲135		

注1: 新型コロナに起因するものは除いて集計(外数部分を除く)。注2: 休業4日以上、隠岐は松江署の内数。注3: 増減数と増減率は、前年同月比。注4: 第三次産業とは、全産業のうち、製造業、鉱業、建設業、運輸交通業、貨物取扱業、農林業、畜産・水産業を除くもの。注5: その他とは、貨物取扱業、農業、畜産・水産業。

## 令和5年の死亡災害

No.	発生月	業種	発生状況
1	3月	卸売業	住宅横のわき道を農業用トラクターで運転していた。その後、わき道の路肩下へ農業用トラクターとともに転落し、農業用トラクターの下敷きになった。
2	5月	製造業	おが粉を製造するため原木を粉砕機に誘導していた。同僚が終業時刻になっても粉砕機の音がしたので様子を見に行ったところ床に倒れていた。
3	11月	建設業	土嚢を据え付ける作業中、ドラグ・ショベルの横を通行していたところ、ドラグ・ショベルが旋回し、ドラグ・ショベルの車体後方部と仮設防護柵にはさまれた。
4	12月	建設業	埋め捨てられていたタワークレーンの基礎の撤去作業中、高さ約2.7mにあった地中梁の均しコンクリートの塊が落下し、その下敷きになった。

## 事故の型別発生状況（新型コロナ患者を除く）



「**転倒**」は、毎年最も多い事故の型です。令和5年は、「積雪・凍結」による「すべる」や床掃除等で床が濡れていたため「すべる」、段差による「つまづく」といった転倒災害が多く発生しました。また、「自分自身の足」すべり注意や「何も無い平坦な床」に「つまづく」といった設備等に起因しない転倒災害も多く発生しました。

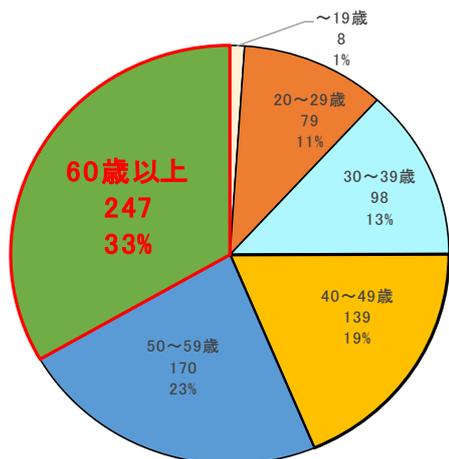


「**墜落・転落**」は、はしご・脚立等が起因している災害が最も多く発生し、トラック等の車両の荷台や階段からの墜落も多く発生しました。

「**動作の反動・無理な動作**」は、重量物を持ち上げる作業や人の介助作業における腰部の負傷（ぎっくり腰）が多く発生しました。また、無理な姿勢により膝や足首を捻るといった関節の障害も多く発生しました。

「**はさまれ・巻き込まれ**」は、機械による災害が最も多く発生し、特に非常作業での災害が多く発生しました。

## 年齢別発生状況（新型コロナ患者を除く）

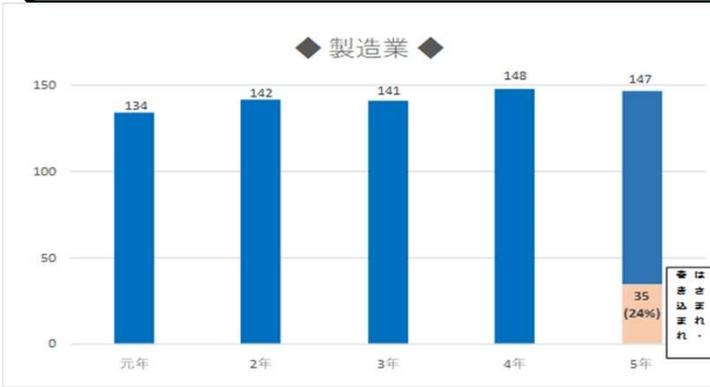


年齢が高くなるにつれ、全死傷者数に占める割合が高くなっています。特に「**60歳以上**」の被災労働者が占める割合が最も高く、被災した3人に1人は、60歳以上となっています。また、「**50歳以上**」では、56%と過半数を占めています。

このうち、「**60歳以上**」の事故の型別では、「**転倒**」災害が最も多く92人被災し、「**転倒**」災害全体の半数を占めています。また、「**50歳以上**」では、146人（79%）を占めています。

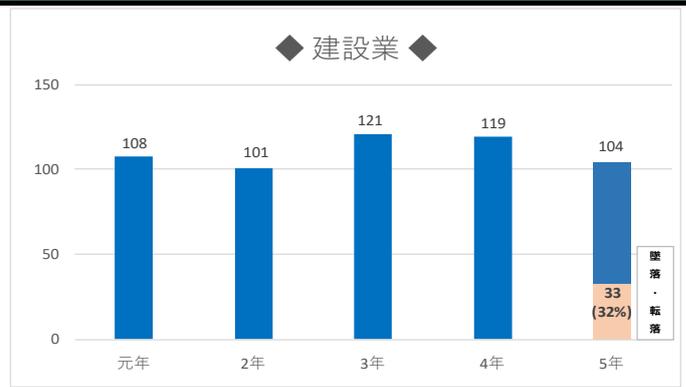
被災した際の休業日数は、年齢が高くなるにつれて多くなり、休業1か月以上は「**60歳以上**」が144人（58%）が休業日数1か月以上、「**50歳以上**」では、239人（57%）が被災しています。

## 労働災害が増加又は減少傾向がみられない業種の特徴（新型コロナ患者除く）



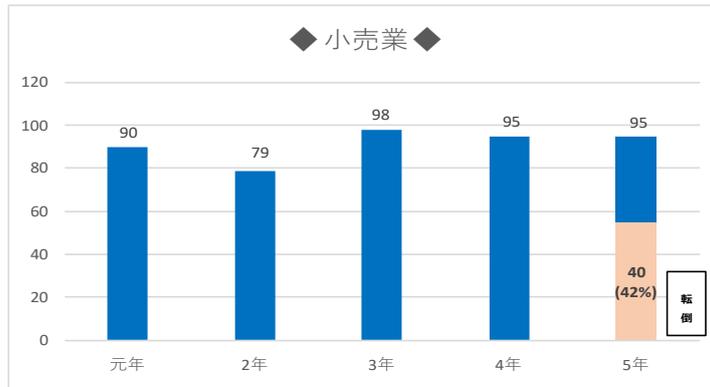
### 【災害の特徴】

- ・業種では、「食料品製造業」が最も多く23%を占め、次いで「機械器具製造業」で18%を占めている。
- ・事故の型別では、墜落・転落災害が最多で、特に脚立、はしご等の昇降設備による昇降中に発生。



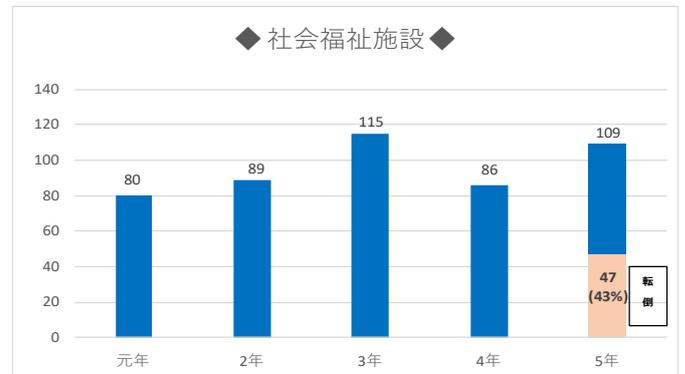
### 【災害の特徴】

- ・業種では、「土木工事業」が最も多く37%を占め、次いで建築設備工事などの「その他の建築」で36%を占めている。
- ・事故の型別では、墜落・転落災害が最多で、特に脚立、はしご等の昇降設備による昇降中に発生。



### 【災害の特徴】

- ・事故の型別では、転倒災害が最も多く42%を占めており、通路が濡れていたり、積雪・凍結等による「すべる」や台車、ケーブルや資材等に「つまづく」災害が多く発生。
- ・転倒災害の年齢別では、60歳以上が約6割占めており、そのうち7割が女性。

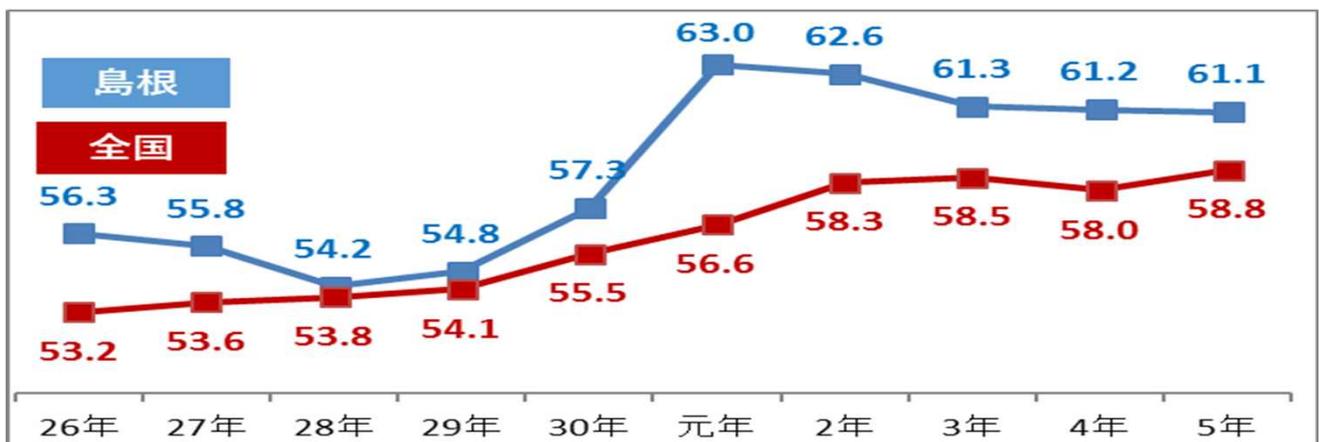


### 【災害の特徴】

- ・事故の型別では、転倒災害が最も多く43%を占めており、60歳以上が半数占めている。
- ・次いで動作の反動・無理な動作が多く、介助作業、無理な姿勢により捻挫、骨折等により被災。
- ・年齢別では、60歳以上が45%を占めている。

## 定期健康診断の有所見率の推移

県内の労働者の有所見率は依然として全国より高い傾向が続いています。



## 安全衛生関係支援事業、助成金、補助金等のご案内

### 専門家のアドバイスでSTOP労災！ 中小規模事業場安全衛生サポート事業のご案内

無料

中央労働災害防止協会では、労働者が概ね100人未満の製造業、鉱業、第三次産業（小売業、社会福祉施設、飲食店等）の店舗・施設等を対象に知識・経験豊富な安全衛生の専門家がお伺いし、作業現場や作業行動の安全衛生上の問題点を明らかにして改善のアドバイスを行います。

また、労働保険加入の製造業、鉱業、第三次産業で労働者数が概ね100人未満の事業場を中心とする集団、団体等に対して安全衛生に関する研修会や講演を行っています。



### 高齢労働者が安心して安全に働くことの職場づくりを応援します！ エイジフレンドリー補助金のご案内

60歳以上の高齢労働者を常時1名以上雇用する中小企業の事業者に対して、床や通路の滑りやすい箇所に防滑素材を採用したり、階段に手すりを設けたり、パワーアシストスーツを導入するなど高齢労働者が安心して安全に働くための職場環境の整備等に要した費用を最大で100万円補助しています。

また、今年度から60歳以上の高齢労働者がいなくても健診結果等を踏まえた禁煙指導や健康教育、健康スコアリングレポート等を活用したコラボヘルス実施に向けたシステムの導入等コラボヘルス等の労働者の健康増進のための取組に要した費用を最大で30万円補助します。（令和5年度は（一社）日本労働安全衛生コンサルタント会実施。）



### 新たな化学物質規制にかかる相談窓口、専門家の派遣のご案内

無料

職場で一定の化学物質を使用する場合はリスクアセスメントの実施等が義務付けられていますが、新たな化学物質規制が導入により、その対象は増加しています。リスクを踏まえた適正な化学物質管理に向け、電話・メール等による無料の相談窓口を設置し、事業場の皆様からのご質問にお答えしています。

また、訪問指導を希望される事業場に対し、専門家を無料で派遣し、現場での化学物質の使用実態を踏まえながら、リスクアセスメントに活用する手法等を指導しています。



### 団体経由産業保健活動推進助成金のご案内

事業主団体又は共同事業主で、中小企業事業主の占める割合が全体の過半数を占めるなど一定の要件を満たす団体に対し、傘下の中小企業等が医師、歯科医師による健康診断結果意見聴取、医師による面接指導、医師、保健師、看護師等による健康相談対応、医師、保健師、看護師等による健康教育研修などの産業保健サービスを行った場合、500万円を上限に、要した費用の9割を助成します。（構成事業主が50以上あること等を満たす場合は1,000万円上限となります。）



# 島根労働局第14次労働災害防止計画

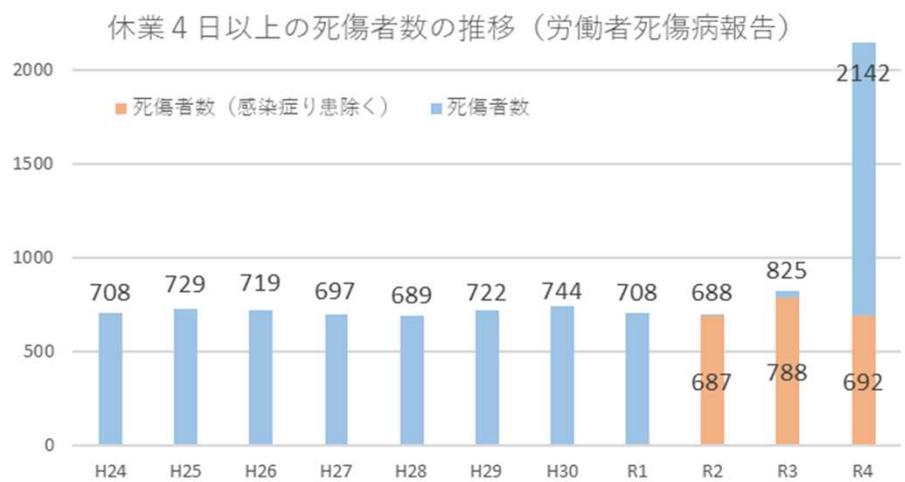
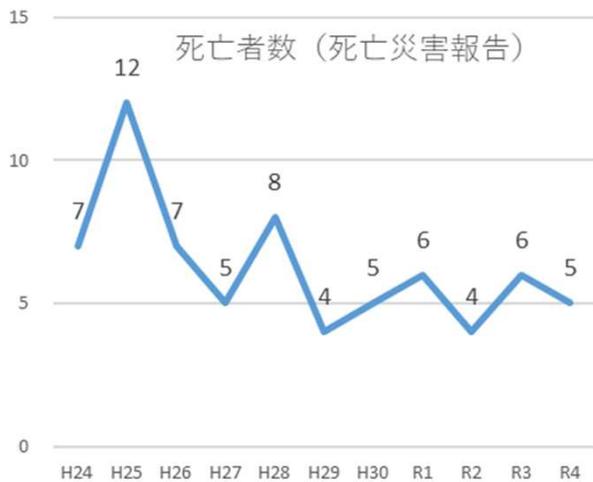
島根労働局は、県内の、高年齢労働者等による転倒・腰痛防止、相次ぐ死亡災害撲滅に向け、「島根労働局第14次労働災害防止計画」を策定しました。この計画は、労働災害防止・安全で健康な職場環境実現に向け、令和5～9年度の5か年にわたり島根労働局や事業者等が目指すアウトプット指標・アウトカム指標や重点的に取り組む事項を定めたものです。

## 計画の背景

島根労働局第13次労働災害防止計画では、死亡者数の減少目標を達成しましたが、死亡災害撲滅に至らず、感染症の影響を踏まえると死傷者数も減少したものの、減少目標は未達成となりました。

背景には、以下のような影響が考えられます。

- ・ 中小事業者や第三次産業における安全衛生対策の取組遅れや、60歳以上の労働者の割合が増加
- ・ 中高年齢の女性をはじめとして労働者の作業行動に伴う転倒等の労働災害が全体の約3割(28%)



こうした背景を踏まえ、「島根労働局第14次労働災害防止計画」では

- ・ 死亡災害の撲滅を目標に、死亡者数を前5年比5%以上減少させ、年平均4人以下とする。
  - ・ 死傷災害の増加傾向に歯止めをかけ、死傷者数を2022年と比較して2027年までに減少させる。
- を目指し、8つの重点項目、アウトプット・アウトカム指標を定め、令和5年度から9年度の5年間にわたり、労働局や事業者が実施すべき各種取組を定めました。

## アウトプット指標例

- ・ 転倒災害防止に物理的対策・身体的要素を考慮した対策両面から取り組む事業場割合を、R9までに50%以上又は10%増加
- ・ 墜落・転落災害防止を含めたリスクアセスメントに取り組む建設業の事業場割合を、R9までに85%以上又は10%増加
- ・ メンタル対策に取り組む事業者割合を、R9までに80%以上又は10%増加
- ・ 暑さ指数を把握・活用する事業場割合を、R9までに増加

## アウトカム指標例

- ・ 増加見込みの50・60代・70歳以上の転倒災害を、労働者増を勘案して2027年まで道路貨物運送業の死傷者数を5%以上減少
- ・ 建設業の死亡者数を、15%以上減少
- ・ 製造業のはさまれ・巻き込まれによる死傷者数を、5%以上減少
- ・ 林業の死亡者を発生させない
- ・ 熱中症による死傷者数を減少させる

## 8つの重点項目

- ・ 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発
- ・ 特に中高年齢の女性を中心とした労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進
- ・ 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進
- ・ 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進
- ・ 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進
- ・ 業種別の労働災害防止対策の推進
- ・ 労働者の健康確保対策の推進
- ・ 化学物質等による健康障害防止対策の推進

# 14次防計画の8つの重点項目

## 1. 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発

- 安全衛生対策に取り組む事業者が社会的に評価されるよう安全衛生対策の取組を見える化する制度や導入する事業場の周知。
- 労働者死傷病報告に係る報告者の負担軽減や報告内容の適正化、統計処理の効率化等の一層の推進。
- 健康診断結果を活用した労働者の健康保持増進の取組を推進するための、関係機関等と連携した「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」や「コラボヘルスに関する取組の推進」。



## 2. 特に中高年齢の女性を中心とした労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

- 転倒や腰痛を含む行動災害防止に係るしまね+Safe協議会や関係機関との連携。
- 鳥根県内の好事例収集・展開や事業場への指導・支援等を通じた積極的な周知啓発。
- 冬季における積雪・凍結による転倒災害防止対策に係る関係機関と連携した周知。
- 中高年齢の女性労働者に多い転倒災害の発生状況や第三次産業の業界の実態に即した基本的労働災害防止対策の啓発ツールや、アプリ、動画等を活用した安全衛生教育ツールの周知。
- 「転倒防止・腰痛予防対策の在り方に関する検討会」における検討を踏まえた必要な転倒防止対策の取組を推進。



- ◆物理的・身体的要素の両面から転倒防止に取り組む事業場割合、50%以上又は10%増
- ◆ノーリフトケアを導入した医療保健業・社会福祉施設の事業場割合増加

- ◆50歳以上の転倒を、労働者数増加を勘案して2027年までに各年代男女とも減少
- ◆転倒による平均休業見込日数を、2027年までに40日以下
- ◆社会福祉施設の腰痛発生件数を、2027年までに減少

## 3. 高齢労働者の労働災害防止対策の推進

「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」の周知啓発



ガイドラインの取組実施事業場の割合、50%以上、又は10%増

60歳以上の労働災害を、労働者数増加を勘案して2027年までに各年代男女とも減少

## 4. 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進

- テレワークや副業兼業を行う労働者の健康確保のための「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」や「副業・兼業の促進に関するガイドライン」の周知。
- 障害のある労働者の就業上の配慮の必要性の周知。
- 技能実習生を始めとした外国人労働者への効率的・効果的な安全衛生教育のための手法の周知。



母国語に翻訳された教材や視聴覚教材を用いる等外国人労働者に分かりやすい方法で労働災害防止の教育を行っている事業場の割合を、2027年までに50%以上、又は2023年時点の状況と比較して10%増加

外国人労働者の死傷者数を、その労働者数の増加を勘案した上で、2022年と比較して2027年までに減少

## 5. 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進

令和5年4月から、請負人や同じ場所で作業を行う労働者以外の者への、労働者と同等の有害物質等による健康障害防止措置の義務化についての事業者への周知。



## 8. 化学物質等による健康障害防止対策の推進

- 化学物質の自律的管理に係る関係法令の指導やクリエイト・シンプル（簡易リスクアセスメントツール）をはじめとした関係情報の周知。
- 建築物等の解体等に係る石綿関係法令指導及び石綿ばく露防止対策の推進。
- 呼吸用保護具の使用の徹底及び適正な使用の推進。
- 「職場における熱中症予防基本対策要綱」の周知・指導。
- 「騒音障害防止のためのガイドライン」の周知・指導。



- ◆危険性又は有害性が把握されている化学物質について、リスクアセスメントを行い、その結果に基づく措置を講じている事業場の割合を、2027年までに80%以上、又は2023年時点の状況と比較して10%増加。
- ◆熱中症災害防止のために暑さ指数を把握し活用している事業場の割合を、2023年と比較して2027年までに増加させる。

- ◆第14次労働災害防止計画期間中の化学物質の性状に関連の強い死傷災害（有害物等との接触、爆発、火災によるもの）の死傷者数を、第13次労働災害防止計画期間中と比較して5%以上減少
- ◆第14次労働災害防止計画期間中の熱中症による死傷者数を、第13次労働災害防止計画期間中と比較して減少

アウトプット

アウトカム

## 6. 業種別の労働災害防止対策の推進

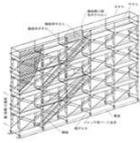
### 【道路貨物運送業対策】

- 「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」を踏まえたトラックからの荷の積み卸し作業に係る墜落・転落防止対策の指導の徹底。



### 【建設業対策】

- 「建設業における墜落・転落防止対策の充実強化に関する実務者会合報告書」等を踏まえた墜落・転落災害防止対策の充実強化。
- 「職場における熱中症予防基本対策要綱」や「騒音障害防止のためのガイドライン」の周知・指導。



### 【製造業対策】

- 機械等に起因する、はさまれ・巻き込まれによる労働災害を発生させた事業場への原因究明、再発防止や機械設備の本質安全化等についての指導の徹底。

### 【林業対策】

- 「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関する安全ガイドライン」、「林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドライン」等を踏まえた安全対策の推進。

◆荷主等との連携に関する措置を実施する道路貨物運送業の事業場の割合を、2027年までに45%以上、又は2023年時点の状況と比較して10%増加

◆墜落・転落災害の防止を含め、リスクアセスメントに取り組む建設業の事業場の割合を、2027年までに85%以上、又は2023年時点の状況と比較して10%増加

◆はさまれ・巻き込まれによる労働災害の防止を含め、リスクアセスメントに取り組む製造業の事業場の割合を、2027年までに60%以上、又は2023年時点の状況と比較して10%増加

◆「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」に基づく措置を実施する林業の事業場の割合を、2027年までに50%以上、又は2023年時点の状況と比較して10%増加

◆道路貨物運送業における死傷者数を、2022年と比較して2027年までに5%以上減少

◆第14次労働災害防止計画期間中の建設業における死亡者数を、第13次労働災害防止期間中と比較して、15%以上減少

◆製造業におけるはさまれ・巻き込まれの死傷者数を、2022年と比較して2027年までに5%以上減少

◆第14次労働災害防止計画期間中の林業における死亡者を発生させない

## 7. 労働者の健康確保対策の推進

- 鳥根産業保健総合支援センター等を通じたメンタルヘルス対策の取組の支援の実施。
- ストレスチェック制度の活用周知。
- 健康経営の視点を含めたメンタルヘルス対策、産業保健活動の重要性に関する意識啓発。
- 職場におけるハラスメント防止対策の周知及び対策の徹底。
- 「過労死等の防止のための対策に関する大綱」に基づく長時間労働の削減のための取組を基本とした取組の推進。
- 鳥根県地域両立支援推進チームの活動を通じた「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」等の周知啓発や、両立支援コーディネーターの更なる活用の推進。



◆メンタルヘルス対策に取り組む事業者の割合を、2027年までに80%以上、又は2023年時点の状況と比較して10%増加

◆使用する労働者数50人未満の小規模事業場におけるストレスチェック実施の割合を、2027年までに50%以上、又は2023年時点の状況と比較して10%増加

◆各事業場において必要な産業保健サービスを提供している事業場の割合を、2027年までに80%以上、又は2023年時点の状況と比較して10%増加

◆企業における年次有給休暇の取得や勤務時間インターバル制度の導入を推進。

(鳥根県内の指標化が困難なため、厚生労働省指標の達成状況を確認する。)